

全員協議会会議録

- 1 日 時 令和2年11月30日(月)
10時00分開会 11時06分閉会
- 2 場 所 議 場
- 3 出席議員 深沼達生、川上 均、中河つる子、鈴木孝寿、佐藤幸一、西山輝和、
口田邦男、中島里司、奥秋康子、加来良明、高橋政悦、
議長： 桜井崇裕
欠席議員 山下清美
- 4 事務局 事務局長：田本尚彦、次長：宇都宮 学
- 5 説明員 町長：阿部一男、副町長：山本司、教育長：三澤吏佐子
- 6 議 件
 - (1) 新型コロナウイルス感染症の経過説明と議会の対応について
 - ・執行側からの経過説明
 - ・議会の対応について
 - (2) その他
 - ・議事堂の感染対策について
- 7 会議録 別紙のとおり

(1) 新型コロナウイルス感染症の経過説明と議会の対応について
・ 執行側からの経過説明について

桜井議長：只今から、全員協議会を開催する。師走が近くなり、新型コロナウイルスが全国的に拡大している中で、残念ながら本町においてもクラスターの事案の中で感染者が発生したことに対し、心配をしているところ。議員活動の中でもそれぞれ情報収集しているところかと思うが、本日は執行側のご理解をいただきながら清水町役場におけるクラスターの感染状況をしっかりと皆さんに分かっていただいて、本来であれば11月27日に臨時会、そして12月の定例会を迎えるところであったけれども、日程等に大きな変更がある。こういった中で、議会としてしっかり状況を把握し、今後一日も速く状況が改善されて、町民の負託に応えられるものを一日も早く作ることが重要と考えている。今日はあまり長く時間を取らないが、よろしく願いたい。

山下議員においては欠席の報告を頂いている。

それでは、今回の経過説明について町長、副町長、教育長に出席いただき、経過説明をお願いしたい。

町長（阿部一男）：おはようございます。本日の全員協議会、この度の清水町役場新型コロナウイルス感染症の発生経過について、私の後に副町長から詳しく説明させていただきたい。

残念ながら11月21日の夜、発生の見込みであるという電話を頂いてから、22日に確定の電話を頂いた。今日まで29名の町職員が新型コロナウイルスに感染してしまった。感染が確認された職員については、私も昨日、その前からいろいろ担当職員が連絡を取っていたが、直接本人に電話等を掛け、ほぼ全員の職員と連絡をしたところである。その中で中程度の者が若干名いるが、ほとんどが軽症、無症状で現在経過しており、1名入院した者から先ほど電話を受け、今日医師から退院の許可があり、この後退院するとの報告があった。

いずれにせよこの一連の騒動において、町民の皆様並びに関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけし、深くお詫び申し上げます。

私としてはこれ以上の感染拡大防止と、今後の町民生活等への対応について全力を挙げて取り組んで参るので、よろしく願いたい。

副町長（山本司）：私から資料に基づき、これまでの経過等について説明したい。

現在感染拡大防止策を講じた中で、残った職員で業務を行っている。一部緊急的な業務を除き、取り止めている部分もあることをご理解いただきたい。

陽性患者の状況は、表のとおり昨日の段階で29名の陽性者が出ている。昨日までに172名の職員の検査を終了している。172名は役場本庁舎1階から3階の職員、保健福祉センター、文化センター、御影支所、給食センター事務所、図書館に勤務するほぼ全員の職員である。

2番目、これまでの経過について、主なもののみ記載している。11月21日土曜日夜に十勝総合振興局から職員1名が陽性の見込みであるとの連絡があった。その日の夜のうちに

各職員の健康状況について職場長を通じて電話確認を行ったところ、5名の職員が体調不良ということが分かり、帯広保健所へ連絡した。保健所とのやり取りの中で、22日休日により通常できない検査が行えるよう医療機関を確保した旨の連絡があった。同日保健所の指導により役場1階庁舎共用部分等の消毒を実施。

翌22日日曜日、前日保健所から連絡のあった町内の医療機関で抗原検査、簡易検査であるが体調不良の5名が受診し、検査の結果4名の陽性を確認した。それを受け保健所より役場庁舎1階の一部を濃厚接触者が居る職場に指定する可能性があるとの連絡を受ける。

その日の午後、保健所が来庁し、休み明け24日より1階を閉鎖することに伴い、1階業務を代行する職員となる2、3階職員を主に51名の行政検査（PCR検査）を実施した。行政検査とは、感染症法に基づき、保健所が検査が必要と判断した場合に範囲を決めて検査を実施するもの。濃厚接触者となる前に陽性の確率が高いと判断され、検査を行うもの。

22日夜、濃厚接触者の範囲について、1階水道課、商工観光課、町民生活課の通知があった。更に濃厚接触職場以外となった1階の税務課、出納課、農業委員会、更に2階の検査未実施の職員の行政検査をする方針が示された。

その方針に基づき23日月曜日、保健所が再度来庁され、役場1階濃厚接触職場以外と2階の未実施の職員28名の行政検査を実施した。また、保健所の指導により1階庁舎の消毒を再度実施した。

同日夜保健所よりクラスター（集団感染）事例として5名以上の感染者が発生している事例としての報道発表があった。

24日火曜日から役場の開庁日になり、業務開始から庁舎への立ち入り制限を行い、役場庁舎正面玄関入り口で窓口業務の対応を開始したところ。併せて御影支所においても職員数減のため同様の対応を開始したところ。公共施設については公衆浴場を除き当面の間閉鎖とした。同日午後、保健所の連絡により、1階、2階の濃厚接触者職員と陽性者の家族のPCR検査が日赤前で始まった。この検査対象は保健所から個々に連絡があり、検査を受けたもの。

同日夜、更に保健所より濃厚接触者の範囲の通知があり、1階税務課、出納課、及び2階建設課へ拡大するとし、拡大範囲の消毒作業を実施した。

翌25日水曜日、感染拡大の状況を受け保健所が再度来庁し、保健福祉センター、文化センター、図書館及び御影支所の検査を受けていない職員55名について、行政検査を実施。

26日は道の陽性者検査結果が確定しないために報道発表は無かった。

27日金曜日夜、それまで開催できなかった対策本部会議を20時から、参集できるメンバーで30日以降の業務体制等についての協議を行った。

28日土曜日午前、11月30日から12月8日まで濃厚接触者自宅待機を継続することによる窓口業務の縮小、業務を濃厚接触者以外で業務継続することを決定した。

29日日曜日、清水幼稚園職員が濃厚接触者となり、結果が判明し安全が確保されるまでの時間を要するため、本日から12月4日までの閉園を決定した。

3番目、住民への情報提供については、様々なご意見を頂いている。清水町の方針として、町の報道発表については北海道の公表と同時に、11月22日火曜日の道の報道発表の夜6時に合わせて、本町の報道発表を連日行っているところ。この報道発表については、道

の発表前に情報を出すことについては、その確実性を十分に担保しなければならない。町による個人情報の提供の扱いとして、いかなる理由があろうとも、個人の情報を確実に正しいものとして公表すべきとの考えから、道の発表と同時に行う方針としている。

清水町民への広報については、町の防災行政無線、町のホームページを使って、11月23日水曜日12時から随時情報提供している。

以上資料の概要について説明とさせていただきます。なお、教育委員会から、学校における対応について文書を配付させていただいた。資料の配付を持って説明に代える。

桜井議長：只今、副町長から感染症に対する経過報告等を説明いただいた。この説明に対して不明な点等あればご意見頂きたい。

高橋議員：今の説明の中で、町長も副町長もほぼ全員という表現を使ったが、つまり全員ではなく何名か欠落しているのかどうか伺いたい。

副町長：出勤している職員は全員で、長期休暇を取っている職員も居るので、その者は対象になっていないので、全員ということではないのでご理解いただきたい。

高橋議員：学校における対応という文書を頂いたが、公式な文書になると思うので、一番下段、「感染に対する不安によって登校しない場合についても欠席扱いとしない措置を取っております。」これは決して対応ではなくて、児童、保護者の判断に任せるということを言いたいのか、教育する立場の委員会として、欠席扱いにしないというだけが対応だとはとても思えないし、感染に対する不安によって登校できない子に対して何か手当てしたということ表現するなら良いが、これはちょっと無責任な文書だと思うがいかがか。

教育長（三澤吏佐子）：現在の対応について書いたところだが、これ以外にももちろん、学校に来られない、現在欠席されている、理由はともかくとして欠席されているお子さんたちに対し、学校を通じて授業に遅れがないようにその他の措置をとっていただくよう、教育委員会から校長を通して強くお願いしているところである。

高橋議員：であればそのことを書くべきであって、欠席をしない措置としているとは、それはおかしくないか。この文書自体、議員向けだからどうしても良いという感じで出されているのか。その辺のことももう少しきちんとされたほうが良いかと思うが。

教育長：今の発言のようなことで、子どもが対応しているということではない。文章に誤解があるような表現があったことについてはお詫び申し上げるが、改めて短時間のことであったので、問題がある表現については訂正させていただきたい。

委員長：副町長から先ほどの説明の中で訂正があるとの申し出があった。

副町長：申し訳ない。先ほどの資料の3 住民への情報提供の中で、(1) 清水町報道発表(道の公表と同時) ということで11月22日(火)となっているが、これは(日)の誤り。それと(2)の11月23日(水)の行政無線とホームページの開始日は(月)の誤り。訂正をお願いする。大変申し訳ない。

委員長：訂正について説明があった。他にどうしても聞きたいことがあれば。

佐藤議員：清水町の情報提供だが、北海道の報道があってから清水町も報道するとのお話だが、北海道の報道についてはどんな調査方法なのか。分かればお聞きしたい。

副町長：北海道の発表では住民がPCR検査を行い、検査結果で陽性になる段階で、陽性者と押えるが、陽性者の行動歴等を全て確認し、最終的に翌日に確定として通常午後6時に発表とな

るのが公式発表。当町においてもその発表の情報を頂き、道と歩調を取って公式な数値として発表している。

川上議員：確認もちよっとあるが、まず、PCR検査の実施状況を説明いただいたが、これは最初から全員検査するという対応していたのか、それともまず最初は一部濃厚接触者を含めた中で対応するという対応で決められたのか。

副町長：あくまでも検査対象を決定するのは道の事務である。陽性者が出て、その広がりを見て、当然当町から座席表等の情報提供をしているので、保健所で座席表等を見て陽性になった職員の配置状況を見ながら行政検査の範囲を北海道のほうで決めていくものであり、当然協議はしていくが、最終決定は保健所の決定である。

川上議員：最初から全員ということではないということ。当然危機管理としては1階の一部と言いながら、職員は流動的に行き来しているので、やはり最初から当然全員検査というのは想定されると思うが、そこまでは最初は想定していなかったということの良いか。

副町長：当初の状況は一人から発生しているの、その広がりについて、最初から役場内一人が発生したからといって、全職員を対象にするといった考えは現状の中では持たないということである。

川上議員：結果的には拡大してしまったということなんだろうが。それではもう1点、家族のPCR検査状況だが、資料では24日午後から濃厚接触職員と陽性者の家族のPCR検査と出ているが、実際何名ぐらい検査されているのか教えていただきたい。

副町長：当町の方に当然職員の検査数というのは情報が来る。その職員にかかる家族の情報というのは一切入って来ていないので、私どもが職員から電話をもらっている部分については承知しているが、何せ個人情報の絡みもあるので職員の家族について全ては押えていない。

川上議員：ただ、クラスターが役場内で収まればよいが、一番心配なのは家族。家族から家族の職場なり、子どもがいれば保育所、幼稚園、学校と広がっていくということで、やはりここら辺の対応というのは、もし保健所で行政検査をやる必要が無いと言われても、逆に町の公費を使って社会的検査、当然家族というのは分かると思うので、当然家族全員をPCR検査するというのは、町内に拡大をさせないという意味でも重要ではないのかなと思うが、そこら辺の考えについてはいかがか。

副町長：濃厚接触職場になった職員については、その職員の行動歴をもって、家族との接触状況を見て、保健所が行政検査、濃厚接触者の家族としてPCR検査が必要だという判断をすれば、その家族個々に対して何月何日何時からどこの病院で検査を受けてくださいと連絡があって、それに基づいて検査をするという流れになっているので、保健所で濃厚接触者に当たらないと判断した場合は、行政検査はしないということで、その範囲を例えば行政検査の範囲から外れたからといって、心配な方もいると思うが、そういう方は任意の自費検査になる。

川上議員：現在、実際に29人陽性者が居るが、入院は何人で自宅待機は何人が教えて欲しい。後ほどお知らせいただきたい。

鈴木委員：今日はまだまだ執行側もこれから大変。まだコロナ感染も非常に大変な時期。まだ終息が見えない時期なので、質疑を中途半端な時期にしても仕様がなかったのでこのぐらいに収めて、執務に戻っていただく形で、質疑を打ち切っていただきたい。

桜井議長：今鈴木委員から行政も大変なのでこのくらいでとのお話だが、特に最後まで聞きたいことがあれば。

(「なし」との声あり。)

桜井議長：それでは執行側にはここで退席いただく。休憩する。

【休憩 10：31（執行側退室）】

【再開 10：32】

・議会の対応について

桜井議長：休憩前に続き会議を再開する。

今執行側から発生から今までの状況の経過説明を頂いた。また、教育委員会からの対応の説明もあったが、今教育長から文書の最後を訂正して差し替えたい旨申し出があったので、よろしくお願ひしたい。

これを受けて議会としての対応を、今後どのようにしていくか。何か意見があればお願ひする。

鈴木議員：皆さんのお手元にあるが、議会議員として今できることは限りがあると思う。ただ、多くの町民と接する機会が多い我々は、今の状況を踏まえ、こういうことをしっかりやってほしいとある意味エールを送るしかない。皆さんと協議し、この要望書を含めて検討して、町民が安心する取り組みをしてほしいと、要望を出すのか、内容はどうか皆さんと検討できれば。

桜井議長：鈴木議員から、町に対し要望書を議会の総意として提出し、事態の収拾あるいはいろいろな対策に当たってほしいということを要望したら良いのではないかという意見があったが、お手元に要望書案があるが、要望書を出すことが良いか悪いか判断いただきたいが、提出することで良いか。

加来委員：まず中身についてももう少し皆の意向を聞いたほうが良いのでは。もう少し足すか削るか。その上で要望書を出すか出さないかのほうが良いのでは。

桜井議長：今、加来議員から要望の内容についてしっかり議論したほうが良いのではないかとのことだった。まず、この文書について鈴木議員から説明を求める。

鈴木委員：この順番が正しいかどうか、まず羅列してみた。

1 番目はもう少し書くべきだが、町民が一番分かりづらいのは、情報、今どうなっているのかが分からない。ホームページを見ても分かりづらい。例えば先ほどの質問にもあったが、役場の職員の家族とか一般の人に関しては、個人情報との関係でなかなか出せない。であれば役場内部だけでもいいから、何人感染して何人PCR検査を受けてというのを、先ほどの表ではないけれど毎日のように更新していくべきかなど。それから陽性から退院した方とかの数字も通常の、今国とかが出しているような形のフォーマットに代えたほうがより分かりやすいのではないかということで、分かりやすい情報の提供。もうちょっとホームページ見ても分かりやすい状況が良いのではということで1番。

2 番目、飲食等店商工業者には、この12月、1月と壊滅的な状況が目に見えている中で、

営業もしていただかなければならないけれども、その辺の営業の補償と書いたら良いか悪いかは別としても、営業の助成、今後の部分と、営業する上での感染予防をしっかりとやっていただくというような要望。

3番目については、まだ、保育所、こども園、幼稚園、更に小中高校において検査されていないし、この前副町長にちょっと確認したところ検査する予定も今のところない。そういう上では子どもを預ける親の立場としてはちょっと不安の要素があるので、是非行政検査ではなく町予算を持って早急に検査実施するべきではないかという要請。

4番目、役場の委託先、例えば請負とかされているところ、若しくはいろんな契約されて役場と相談してやるところがあると思う。それらについての先々週まで密になって打ち合わせはしなければならぬ。そういう人達の会社とか、組織とか、自己防衛のために社員、職員に検査をさせなければならぬという事態が発生しているのは事実。これらについての費用負担もしなければならぬと思うし、更に近隣の福祉施設、町内の（感染を）出してはいけない高齢者を預かっている施設等についても、早急に検査をしなければならぬのではないか。その費用負担も是非やってほしいというようなのが4番。

5番目、陽性者家族への支援、相談体制の早急な構築、これはやはりお年寄りや子どもを抱えているところは今社会問題化しているが、積極的に役場として関与して、まずは今職員でも結構だし、そこから広がらないような形、そして不安に陥らない形で相談体制と支援体制を構築してほしい。

6番目、行政が今遅滞しているのは事実だが、これ以上不測の事態に陥ったときのために、保険ではないが北海道へ何らかの支援要請。もしそれが難しいというのであれば、保健師等とカウンセラー等々、これから職員もやはり心の問題を抱えてくると思う。不安の中で仕事をされても困るというところで、やはりそういうところで専門の人間の支援要請を是非していただきたいということである。

7番目としては終息後で良いが、何故こうなったのかということと、これ以上今後ならないために、調査委員会という大変かもしれないが、役場庁舎内でしっかり検証してほしいということで、以上1番から7番まで考えたところ。皆さんの中でこれは要らないというのがあれば消していただいて構わないと思っているし、これは増やさなければというのがあれば、皆さんと検討した中で増やしていくべきかなと考えている。ご検討願いたい。

桜井議長：鈴木議員から要望書案の説明があった。全体で皆さんから意見を頂きたい。

中河議員：医療、介護の職員たちにも検査実施の必要があるのではないかと思うので、4番の中に福祉施設職員のところに医療、介護施設職員というのを入れたらよいのでは。

桜井議長：今、中河議員から意見があったがどうか。福祉に介護は入る。医療従事者は看護師を含め、検査技師を含め、医療関係者のことについては、この検査費用も含めてどういう要望をしたら良いか。

川上委員：今、中河議員が言われたとおり、医療従事者も行政検査の対象にはなっていないと思う。

そういう部分ではやはり、施設職員と同じような形で加えても良いのではないかと思う。

桜井議長：ただ今のご意見でよいか。

（「はい」との声あり）

桜井議長：それでは4番について医療従事者についても要望していきたいと思う。他に何か。

高橋議員：この要望書について1番から6番までは緊急を要するグループになると思うが、7番だけちょっと違う気がする。今回の要望については7番を外しても良いのでは。今後必要であれば調査委員会なのか、調査機関なのか、そういうものを作って反省するべきだろうという要望を出すのはやぶさかではないが、今回に限っては1から6までで良いのではないかな。

桜井議長：今7番については今でなくて良いという意見があった。

鈴木議員：おっしゃるように7番は要らないかなと思う。言い方は難しいが、1番から6番を考えたのは、補正を組んですぐやるというような状況ではないので、これらを含めて要望することによって町長以下専決でできる部分は幅も広がるであろうと。そういう部分の協力体制というふうに考えて出しているので、7番はちょっと余計かもしれないので今回外して。後々どちらにしても調査はしなければならぬ。報告はしてもらわなければならないと思うので、7番は今回削ってもよろしいかと思う。

桜井議長：今7番については今回の要望には加えないということだが、よろしいか。

(「はい」との声あり)

桜井議長：はい。他に要望について何かないか。

(「ありません」との声あり)

桜井議長：それでは案として出された1から6までを議会の要望書として執行側に提出することでよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

桜井議長：それでは、全員協議会でただ今審議いただいた、1から6までの要望書を、コロナウイルス感染症のこの状況の中で、拡大を防ぐために万全を期していただくために、町のほうに提出したい。

(2) その他

・議事堂の感染対策について

桜井議長：その他について、議事堂の感染対策、それから今後の12月定例会の日程等について事務局から説明を頂く。

事務局長(田本尚彦)：お手元に3枚物の資料を配付。12月第7回の定例会に向けた感染症対策について、これまでも議会の中で感染対策を行ってきているところだが、今回の役場庁舎内の感染事案を受け、対策の強化について予め考え方を示し、意見を頂いた上で正式には議会運営委員会の中で定例会の開催に向けた確認事項として、整理していきたい。

これまで本会議場の対策としては、議員、説明員、傍聴者に対してマスクの着用をお願いしている。マスクの種類等については特に求めず着用のみお願いしている。また、議事の際の室内換気のためにドアを開放して会議を開催。傍聴席については制限を設けて隣同士が密着しないような形を取っている。

感染対策の目安として今後の対応の案を説明する。厚生労働省から示されている対策の基本をもとに、本町の感染の状況を踏まえ具体的方策として、議員席の現状は十分な距離が確保されており、マスクの種類について不織布マスクがより感染対策に効果的であるとの実験等の結果もあり、会議に際して皆さんに不織布マスクの着用を必ず行うようにし、

発言中もマスクを外さない事を原則にしていきたい。

説明員席の状況は横1メートル未満、前後で2メートル未満と厚生労働省の推奨する基準に満たない状況。構造上説明員間に仕切りを立てることも難しいことから、審議の案件に応じて説明員の出席範囲を半分程度に絞り込むことが必要ではないかと考えている。配付資料の最後に案として、常任委員会の分野で行けば総務部門について、説明員を1席飛ばしで座ってもらう案を示している。現在32席使用を16席に削減する案となっている。また、説明員についても全員不織布マスクの着用、発言中も外さないことを確認、対応していく考え。

そして質問台の使用、一般質問に限る部分だが、台の前面の説明員の町長、教育長との距離が近いことから、台の前面に透明の仕切りを設置し、更に質問者は質問台のマイクを共用することから、質問に入る前に台に用意した消毒液で手の消毒をしてスイッチを押し、発言終了後マイクのスイッチを切った後に、また自席に戻る前に消毒していただくことを想定している。

また、町長の答弁や委員会の委員長が発言する演壇の使用についても、前に仕切りは付けないものの、発言の前と終了後に手の消毒をしていただく。

傍聴席については、議事の公開が原則としてあり、傍聴を止めることは制度上、あるいは議会の公開上好ましくないと考えている。ロビー等で映像を出しているものの、ここでは入場者の数の制限を行って、現状の公開は確保していきたいとして、案としては現在1席ずつの空席を確保しているところを、2席分の空間を確保し、3列のうち2列目を使用しないことで前後の間も距離感を取っていきたい。現在21席の提供が10席になるが、更に事前に団体としての傍聴希望を受けていたが、個人の傍聴に限ることとして、いろいろな方に傍聴の機会を提供し、団体で大人数入るところはご遠慮いただくこととしたい。

それから、本会議場の換気のために現在扉を開放しているところだが、これに加え説明員控え室の窓を開け、外気の導入を行っていきたいと考えている。冬の間ということで非常に寒いところではあるが、外気をいくらかでも取り込んで議場の換気を促進して行きたい。

また、今日から既に始めているが、議員控え室のコーヒーサーバーについては、皆さんが共用してサーバーからカップに注ぎ入れているが、共用箇所の削減として使用を控えることとした。水分補給等の飲み物については各自持参頂き飲用いただくことを基本とした。

現在控え室については席の隣合せにパーテーションを設けているが、食事の際の密集を避けるため、控え室のほか第2委員会室も昼食時に解放するので、食事の際隣同士並んで一斉に食べる形から少しでも席を開けていただき、食事をしていただくよう第2委員会室を開放するので、誰が移動するかについては状況を見てご対応いただきたい。

以上感染対策の目安ということで、案を出したので、不足の部分など気付いたところがあれば意見いただきたい。

桜井議長：今の説明について何か。鈴木議員。

鈴木議員：補足ではないが議会運営委員長の立場として、状況によっては今行っている定例会の日程はもしかしたら変わるかもしれない。説明員とか役場の庁舎内の状況によってはまだど

うなるか分からないので、これは議長とともにしっかりと検討していきたい。日程もどういうふうになるかまだ分からないし、状況によって色々変わるのではないかと。時間的にどうしていくか、こうしていくかというのはまだこれからなので、それらも含めてもし意見があれば受けたいと思うが、その辺はお任せいただきたい。

桜井議長：今、議会運営委員長から話があった。他にないか。

中河議員：感染対策の扉の開放ですごく寒い。暖房を増やしていただくことはできないか。

事務局長：暖房については現在庁舎内全体で 11 月から庁舎の換気を促進するために、例年より暖房を強化し、通常であれば日中暖房を切る時間帯もあるが、そうしないようにしていただくこととしている。扉に席が近いということもあるが、議場の暖房も可能な限り確保したうえで換気をする旨、建物の管理事業者にも協議、対応したい。若干限界はあるかもしれないが、その点についてはそれぞれ服装等もそういった状況で会議を行うことを予め含みおいていただき、準備いただきたい。

桜井議長：他に何か。

加来議員：演壇の使用について会議規則等で決まっているところもあると思うが、こういう状態なので、例えば一般質問と委員会報告、委員長報告等の場合だと思うので、執行側も町長が答弁をしてまた拭くとなると大変だと思うので、特別に今回 12 月においては自席で行う運用も議会運営委員会で検討されたら良いのではないかと。

桜井議長：4日に議会運営委員会が予定されているので、その中で協議していただく。他にないか。
(「ありません」との声あり)

桜井議長：無いようであれば私から一つ、一般質問については議員に対して何の制限もするものではないが、今回コロナ対策の要望書をお願いするということを十分理解して頂きたいということと、職員給与の問題については 12 月定例会において本来であれば報告書を出すところだが、継続審査になっているので、そういったところを十分理解したうえで一般質問に臨んで頂きたい。他に全体を通して何か。

加来議員：一般質問についてだが、今年の 3 月にコロナが発生した時点の定例会では幕別町等は書面で質問と答弁を受ける拡大防止の対応をしていた事例もあるが、そういったことは議会運営委員会で検討されたことはあるか。

桜井議長：そういった事例もあったが、そういう議論はしていないが、どうするかという話はした。それについても 4 日の議会運営委員会で議論したいと思う。一般質問については議会運営委員会よりは全体で考えた方が良いか。3 月の段階で芽室町は、芽室町ばかりではないが、実施しなかった。清水町はこんなときでもあるので、執行側も凄く大変である。そういう中で一般質問についてはそういう体にしてはとのことだが、皆さんから一般質問についてご意見を賜りたい。

鈴木委員：議運委員長の立場としてはなかなか言いづらいが、個人的にもならないので何だが、状況を見ながらやらなければならないかなど。本当に一般質問をやるのかやらないのかも含めて、それでもし問題であれば、例えば会期を 12 月中に終わらせる必要性は全く無いわけで、延長して 1 月に入っても良い訳だから、それらも含めてちょっと。そして今収まるか収まらないかということも当然あるので、それらを加味しながら、この 1 週間が山場

になるのではないかと思っているので、それを見ながら判断して行くべきではと思っています。

桜井議長：鈴木議員から意見があったが、12月4日に議会運営委員会が予定されている。それまでの状況も色々あると思う。議会運営委員会、議長にその点については任せていただくことでよいか。

(「はい」との声あり)

桜井議長：他にないか。

高橋議員：その他ということで、今後委員会等当然のようにリモートのほうが良いのではないかと
いう状況が起こりうると思う。明日からとかいうことにはならないが、改正できるような
準備をするのに、早速検討すべきだと考えるのだが、それについて皆さんが考えるべきだ
と考えていただけるなら、それを検討するのはどこでやるべきか。議会運営委員会なのか、
広報広聴常任委員会で行うのか、若しくは別に特別委員会を作ってやるのか。その辺、せ
っかくの全員協議会なので、そこでこんなふうに検討していこうというのさえ決めていた
だければ、そこで検討して早急に、来年度になるのかもしれないが、その辺のことを整理
していただきたいと思うのだが、いかがか。

桜井議長：只今の提案について何か。

鈴木議員：高橋議員からその提案を頂いていて、事務局のほうに管内のリモートの状況を含めて、
リモートにするためにはやはり色々変えて行かなければならない、委員会の例規等々改正
も必要。その辺の整理整頓を今お願いしているところですけど、なかなか事務局も色んな
ところの課に手伝いに行っている状況で、なかなかそれがうまくいっていない状況だが、
現状ではそれを議会運営委員会の中でその他でもやろうと思っているので、落ち着きなが
らやるしかないが、それも併用してやらせていただいているので報告する。

桜井議長：鈴木議員から説明があったが、この委員会の任期も1月末で変わる状況なので、事務局
も大変な中でそういったことに向けての調査もしているということであり、議会運営委員
会もそういうことで。とりあえずそういうことでよろしいか。

(「はい」との声あり)

桜井議長：事務局から何かあれば。

事務局長：川上議員から質疑のあった陽性者29名のうち、入院者と自宅待機者の人数について、
入院17名、自宅待機12名との連絡を受けたので報告する。

桜井議長・他になければ本日の全員協議会を閉じたい。

【終了 11:06】